最終更新日:2015年12月14日

新電元工業株式会社
森川雅人
問合せ先:03-3279-4431
証券コード:6844
http://www.shindengen.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性やコンプライアンスを含めてコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応できるよう経営システムを維持、向上させていくことを基本方針としております。
また、経営と執行の分離により、意思決定の迅速化と監視機能強化の両立を図り、監査役会が独立した立場で監査することで、内部統制システムの有効性を高めております。経営管理機構としましては、取締役会、経営会議、監査役会、および技術・品質政策会議、本部長会、事業部長会などの各種会議体を機能的に運営し、迅速な意思決定、効率的な事業活動により、有機的なグループ経営を追求しております。
情報開示につきましては、経営の公正性・透明性を高めるべく、IR活動の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・補充原則1－2－4(議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳)
当社は現在、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。
今後の当社における機関投資家や海外投資家の株式保有比率の推移を見ながら対応について検討してまいります。

・原則3－1(v)(経営陣幹部の個々の選任・指名説明)
当社は、社外取締役及び社外監査役の候補者の個々の選任・指名理由を株主総会の招集通知で開示しております。
なお、全ての候補者の選任・指名理由について、2016年6月開催予定の定時株主総会の招集通知においては開示する予定をしております。

・補充原則4－11－3(取締役会全体の実効性に関する分析・評価)
当社は取締役会全体の実効性についての分析及び評価について、具体的かつ有効的な方法を今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・原則1－4(いわゆる政策保有株式)
当社の政策保有株式に対する方針は以下の通りであります。
1. 当社は当社の事業運営に有効と考えられる企業の株式を政策保有株式として保有する場合があります。
2. 主要な政策保有株式については取締役会で毎年事業上の関係等を確認、検証するとともに、個別の保有目的と合理性については有価証券報告書で開示してまいります。
3. 当社は投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを判断した上で、議決権行使について決定しております。

・原則1－7(関連当事者間の取引)
当社の有価証券報告書の[コーポレートガバナンスの状況等]企業統治の体制に記載しておりますように、当社は取締役の経営の意思決定、執行役員の業務執行について、監査役会が独立した立場で監査すること、また内部監査部による監査との連携により、関連当事者間取引については、会社および株主共同の利益を害することがないように監視する体制となっております。
また、取締役会規定において、重要な関連当事者間取引については取締役会付議事項とすることを定めており、取締役会での審議を通して、その妥当性を担保する体制となっております。

・原則3－1(情報開示の充実)
当社は以下の通り、主体的な情報発信を行う事により、情報開示の充実を図っております。
(i)当社のホームページ等で経営理念、中期経営計画の内容を開示しております。また、有価証券報告書の「対処すべき課題」で具体的施策を公表しております。
(ホームページ http://www.shindengen.co.jp)
(ii)当社のコーポレートガバナンスに関する方針等は、上記I1.基本的な考え方をご参照ください。
(iii)当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決議された上限額の範囲内において、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、取締役会の協議に基づいてこれを決定するものであります。なお、報酬は毎月一定額を支給することとしておりますが、業績不振の場合には報酬カットを実施し、業績が好調の場合には役員賞与を支給する等、業績に連動した形で運用しております。
上記の方針に基づき、取締役の報酬については社外取締役を含めた取締役会で、監査役の報酬については社外監査役を含めた監査役会でそれぞれ決定しております。
(iv)当社の取締役・監査役の指名にあたっては、当社の企業価値向上に向けた企業経営及び事業運営に資するような人材を候補者とすることとしております。
候補者の指名手続きについては代表取締役社長が候補者案を取締役会に提出し、社外取締役を含めた取締役会で決議することとしております。

・補充原則4－1－1(経営陣に対する委任の範囲)
当社は、各取締役及び執行役員の担当等について明確に定めており、有価証券報告書において開示しております。また、取締役会の決議事項については、法令で定められたものの他、定款、取締役会規定において定めております。

・原則4－9(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は東京証券取引所の独立性基準に準拠し、独立社外取締役を選任しております。

・補充原則４－１１－１（取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）
当社は、当社の事業内容、種別、また事業規模等に鑑み、取締役の員数を9人以下とする旨を定款に定めており、また、社外取締役は2名以上とすることを基本としております。
当社の取締役会は、当社の企業価値向上に向けた企業経営及び事業運営に資するよう、多様な経歴及び知見を持った取締役で構成することとしております。
また、候補者の選任にあたっては、社外取締役を含めた取締役会で決議しております。

・補充原則４－１１－２（役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況）
当社の社外取締役及び社外監査役の一部は、他の上場企業の役員を兼任しており、重要な兼任状況及び、当社と取引関係にある兼任状況について、有価証券報告書において、その概要を開示しております。

・補充原則４－１４－２（取締役・監査役のトレーニングの方針）
当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を果たす上で必要となる知識の習得のため、トレーニングの機会の提供・斡旋に努めるとともに自己研鑽を奨励し、必要な費用については支援することとしております。

・原則５－１（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために合理的な範囲で株主の皆様との対話を実施しております。
また、株主の皆様との間で適切かつ建設的な対話を行えるよう、以下の項目を実施しております。
(i)IRについては、取締役 経営企画室長の統括の下、経営企画室が担当しております。
(ii)経営企画室、総務部、経理部、及び内部監査部等が、定期的な連絡会を設け情報交換を行うなど連携を取っております。
(iii)個別面談以外の対話の手段として、機関投資家向け決算説明会を年2回実施し、その説明資料を自社ホームページに掲載しております。
(iv)決算期毎の個別面談における株主・投資家の皆様からのご意見は、担当取締役へ報告し、重要なものは取締役会に報告しております。
(v)インサイダー取引防止規定を制定し、当該規定に基づき、インサイダー情報を管理しております。また投資家との対話にあたっては、規定に基づき、サイレント期間を設ける等の対応を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	13,363,000	12.92
中央不動産株式会社	9,800,000	9.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,801,000	4.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,689,000	3.56
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	3,568,000	3.45
朝日生命保険相互会社　(常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,255,000	3.14
新電元工業協力会社持株会	2,071,000	2.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	1,967,000	1.90
株式会社埼玉りそな銀行	1,857,000	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,743,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成27年７月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びその共同保有者である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が平成27年６月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第２四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上

数	
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田一郎	学者					△			△			
橋元秀行	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田一郎	○	平成27年3月まで当社が共同研究を実施している東京大学の大学院教授でありました。 また、平成14年6月まで主要取引先である日本電信電話株式会社に在籍しておりました。	(社外取締役選任理由) 大学院教授としての専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に対し指導・助言いただけることを期待し選任しております。 (独立役員選任理由) 同氏と当社との間には、特別な利害関係はなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
橋元秀行	○	平成16年6月まで旧中央青山監査法人の非常勤職員として当社監査を担当してお	(社外取締役選任理由) 公認会計士および税理士としての専門的な知識や豊富な経験を活かし、経営に関して有益な助言をいただけることを期待し選任しております。

		りました。	（独立役員選任理由） 同氏と当社との間には、特別な利害関係はなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役等と会計監査人（新日本有限責任監査法人）の連携状況は、年間監査計画や期中・期末の監査結果など定期的な会合（8回）にてヒアリングを行い、都度連携し適正な監査を実施しております。監査役等および内部監査部は、当社および当社グループ各社における経営諸活動の遂行
状況について監査しており、監査計画や活動状況の報告など定期的な会合（4回）をはじめ都度連携し、適正な監査を実施しております。さらに、監査役等および内部監査部は、法令規定に基づく会計監査人監査と連携・調整を図り、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
沖本　隆史	他の会社の出身者							△			○			
三宅　雄一郎	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沖本　隆史		主要取引銀行である株式会社みずほ銀行の前身のひとつである株式会社第一勧業銀行の出身であります。当社は株式会社みずほ銀行より借入れを行っております。 大株主である中央不動産株式会社の代表取締役会長であります。	（社外監査役選任理由） 金融機関における長年の経験を有するとともに 経営者としての豊富な経験と幅広く高度な見識 を反映した的確な監査を遂行していただけることを期待し選任しております。

三宅　雄一郎	○	山洋電気株式会社の社外取締役を兼務しており、同社とは製品販売等の取引関係があります。	（社外監査役選任理由） 弁護士として企業法務に関する豊富な知識・経 験を有するとともに、国内他企業の社外役員を歴任している経験を活かし、公正・中立的な視点からの経営監視機能を果たしていただけるこ とを期待し選任しております。 （独立役員指定理由） 同氏と当社との間には、特別な利害関係はなく、独立性が確保されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、特定のインセンティブ付与は行っていないものの、役員賞与により業績結果を反映させております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における取締役および監査役の年間報酬額は以下のとおりであります。
取締役8名の基本報酬は116百万円であります。（取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません）
監査役3名（うち社外監査役2名）の基本報酬は48百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会で決議された上限額の範囲内において、役位、在勤年数などを基にして月額基準を定めた内規に従い、取締役会の協議に基づいてこれを決定するものであります。なお、報酬は毎月一定額を支給することとしておりますが、業績不振の場合には報酬カットを実施し、業績が好調の場合には役員賞与を支給する等、業績に連動した形で運用しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従の担当者は設置しておりませんが、総務部管轄のもと、取締役会に関する資料の事前送付など、各種連絡・情報提供を行います。
社外監査役には、定期的に開催する監査役会（2015年3月期実績は年14回）において、常勤監査役からの監査業務記録の報告により、社外監査役へ社内状況の説明および監査実施状況を伝達するとともに意見交換を行い情報の共有化を図っております。社外監査役を補佐する専従の担当者は設置しておりませんが、監査役付に1名従業員を置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役の任期を１年とし、取締役の経営責任を明確にして、経営体質の強化を図っております。また、経営の意思決定と業務執行を分離するため執行役員制を導入し、業務執行のスピードアップを図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会における監督機能強化に努めております。経営と執行の分離により、意思決定の迅速化と監視機能強化の両立を図り、監査役会が独立した立場で監査することで、内部統制システムの有効性を高めております。経営管理機構としましては、取締役会、経営会議、監査役会、および技術・品質政策会議、本部長会、事業部長会などの各種会議体を機能的に運営し、迅速な意思決定、効率的な事業活動により、有機的なグループ経営を追求しております。さらに、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会、BCM委員会を設置し、社会貢献活動の推進や災害等の発生時における影響を最小限に留める体制を整えております。
また、当社は、監査役制度を採用しておりますが、社外監査役が過半数となる体制（常勤監査役１名、社外監査役２名）により、独立性を維持しながら業務執行の公正なチェックに努めております。さらに、専任の監査スタッフを置き、監査体制の強化を図っております。また、内部監査部（専任４名）を設置し、当社およびグループ各社における経営諸活動の遂行状況を監査しております。内部監査部および監査役監査との関係については、四半期毎に定期会合を設け、財務報告に係る内部統制の監査状況やリスク管理状況などの報告を通じ、法令規則に基づく適正な監査体制維持・強化に努めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性やコンプライアンスを含めてコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応できるよう経営システムを維持、向上させていくことを基本方針としております。
また、経営と執行の分離により、意思決定の迅速化と監視機能強化の両立を図り、監査役会が独立した立場で監査することで、内部統制システムの有効性を高めております。経営管理機構としましては、取締役会、経営会議、監査役会、および技術・品質政策会議、本部長会、事業部長会などの各種会議体を機能的に運営し、迅速な意思決定、効率的な事業活動により、有機的なグループ経営を追求しております。
なお、経営の透明性の確保やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催の定時株主総会では、法定期日の5営業日前に招集通知を発送いたしました。
その他	招集通知等を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および本決算時に定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、法定開示書類に加え、報告書、アニュアルレポート、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室企画部内に、広報・IR担当者（2名）を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「新電元地球環境憲章」を制定し、ISO14001のグループ統合認証を取得するなど環境保護活動 に取り組んでおります。 また、CSR委員会を設置し、ISO26000に規定された中核課題に沿って企業の社会的責任を果すための取組みを推進しております。 また、これら活動についてはホームページに掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性、法令等遵守、財務報告の信頼性確保などコーポレート・ガバナンスが、有効的に機能を果たすべく、経営環境の急激な変化に迅速かつ適確に対応できるよう経営システムの維持、向上に努めております。
経営管理機構としては、取締役会、経営会議をはじめとする各種会議体を機能的に運営し、迅速な意志決定や効率的な事業活動を行い、有機的なグループ経営を追求しています。さらに内部統制システムを整備、発展させ、運用していくことが経営上の重要な課題であると考え、会社法第362条第5項及び同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同規則同条第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を定めております。
なお、本方針は、当社のすべての取締役、監査役、執行役員及び使用人（従業員、準従業員、臨時従業員、受入出向者をいいます。）に適用されます。
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
（1）取締役及び使用人の法令を遵守する基盤として、「新電元グループ行動指針」を定め、周知徹底を図ります。
（2）取締役会は、コンプライアンスのための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
（3）執行役員制度により、取締役の職務執行（意志決定・監督）機能と執行役員の職務執行（業務執行）機能とを分離し、適正かつ効率的な業務執行を図るとともに、取締役の監視機能を強化します。
（4）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
（5）内部監査室により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、整備方針・計画の実行状況を監視します。
（6）通報者を保護した内部通報制度（企業倫理ホットライン／社内及び社外の相談窓口）により、法令違反等を未然に防ぐ体制を整備します。受け付けた通報は、通報検討委員会にて内容を精査し、調査及び再発防止の徹底を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
取締役会議事録、稟議書、各種契約書、通達文書等取締役の職務執行に係る情報については、文書規定の定めるところに従い文書又は電磁的媒体にて適切に保存・管理する一方で、漏洩等の危険に対して都度必要な措置を講じるとともに、必要かつ正当な関係者が閲覧できる体制を整備します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
（1）会社における個々の損失の危険（環境、災害、品質、輸出管理等のリスク）については、それぞれのリスクを管理する取締役の指示のもと、対応部署が各規定・規則類の整備を行い、予防及び事後対応策の検討並びに実行、教育、監査等の活動を行います。
（2）個々のリスクに対し必要に応じ組織横断的な専門委員会を設置し、上記同様の運用を行います。
（3）内部監査室により、企業集団におけるリスク・マネジメントが有効に機能しているか、マニュアルを制定し、その実行状況を監視します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
（1）取締役の担当区分を定め、その職務の遂行が効率的に行われる体制をとります。
（2）執行役員への権限委譲により業務執行のスピードアップを図り、取締役会は意志決定及び監督機能に注力します。
（3）達成すべき目標として中期経営計画を定め、当該年度の経営方針に沿った年次計画を策定するとともに、事業部門等の業務目標を設定し、実施すべき具体的な施策を実行します。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
（1）企業集団における業務の適正を確保するため、「新電元グループ行動指針」の周知徹底を図ります。
（2）子会社管理規定の定めるところに従い、各事業部門及び各種委員会を通じて子会社と一体となった運営を行います。
（3）各子会社の機関決定に関わるルールの明確化を図ります。
（4）監査役は、独立した立場から、子会社について、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査職務を遂行します。
（5）企業集団としての内部通報制度（企業倫理ホットライン）により、子会社における法令違反等を未然に防ぐ体制をとります。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
監査役の職務を補助する機関として専任の監査役付を置き、適切な人材を配置します。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
補助使用人の適切な職務の遂行のため、補助使用人の人事考課及び人事異動については監査役監査基準（規定）の定めるところに従い、監査役の同意をもって決定します。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況
（守秘義務に配慮）、あらかじめ監査役と協議して定めたその他の報告事項等について適宜報告します。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
（1）代表取締役と監査役は、相互の意識向上を図るため、定期的な会合をもちます。
（2）監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と関係会社等の取締役等との意志疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
（3）監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、会計監査人等の外部専門家と連携を図れる体制をとります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらにそれらからの要求を断固拒否します。
なお、総務部が対応統括部署となり関係機関等と緊密に連携し助言、指導を受けるほか、「対応マニュアル」を定め、体制を整備しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針として、当社の財務および事業の方針を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき決定されることが基本であるのと同時に、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社グループの企業価値を高め、株主の皆様共同の利益の確保・向上のため、中長期的な視点に立ち、安定的な経営体制を堅持するものでなければならない、と定めております。
当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成など基本方針の実現に資する取組みとして、「第13次中期経営計画」および諸施策の推進を掲げております。その一方で、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを未然に防止すべく、平成19年6月より「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入いたしました。平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会にて、内容を一部変更した上で継続し、平成25年6月27日開催の第89回定時株主総会にて、同一の内容で継続のご承認をいただいております。
なお、当該買収防衛策の詳細につきましては、平成25年5月10日付当社発表資料「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページhttp://www.shindengen.co.jp/ir/index.htmlに提出）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス（模式図）】

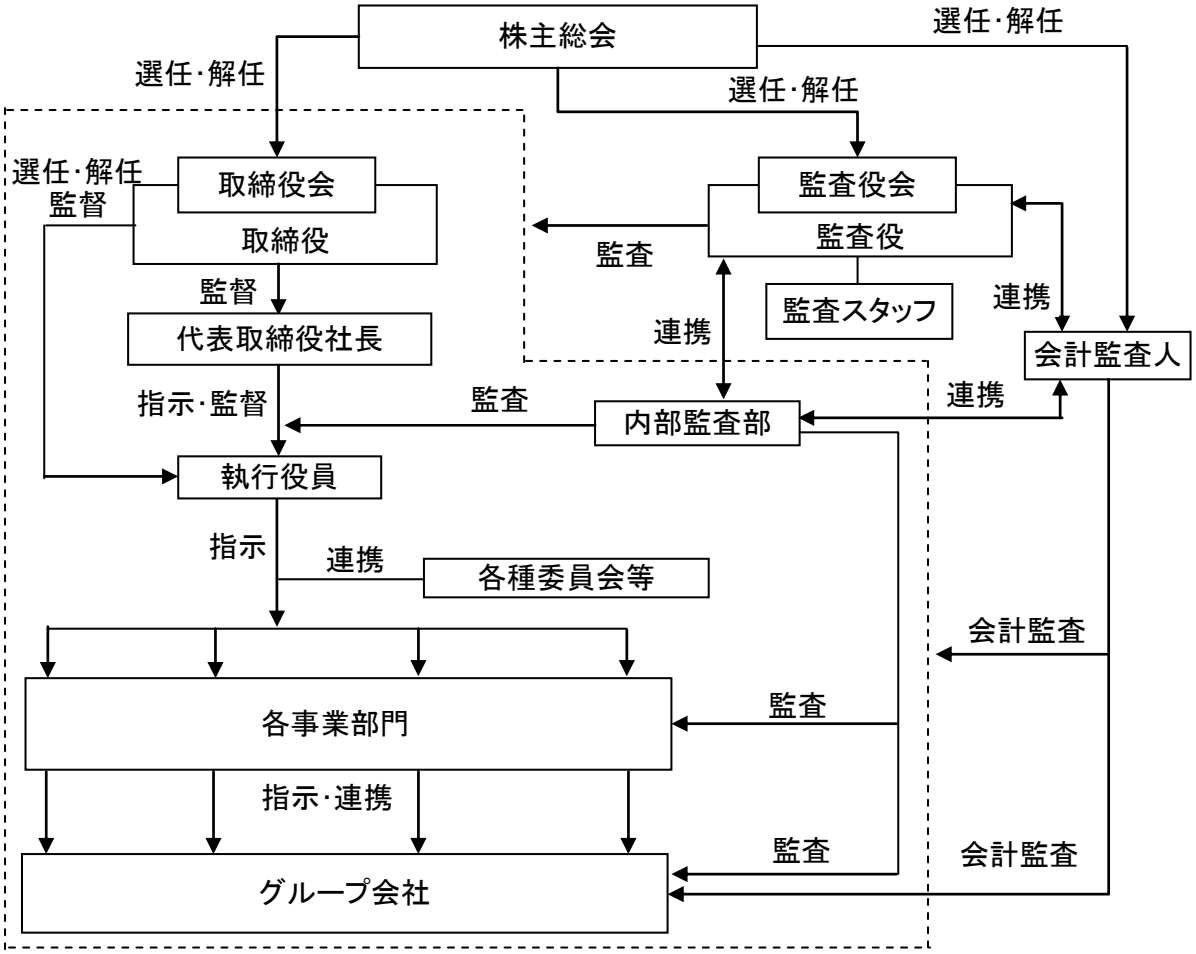

【会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

記

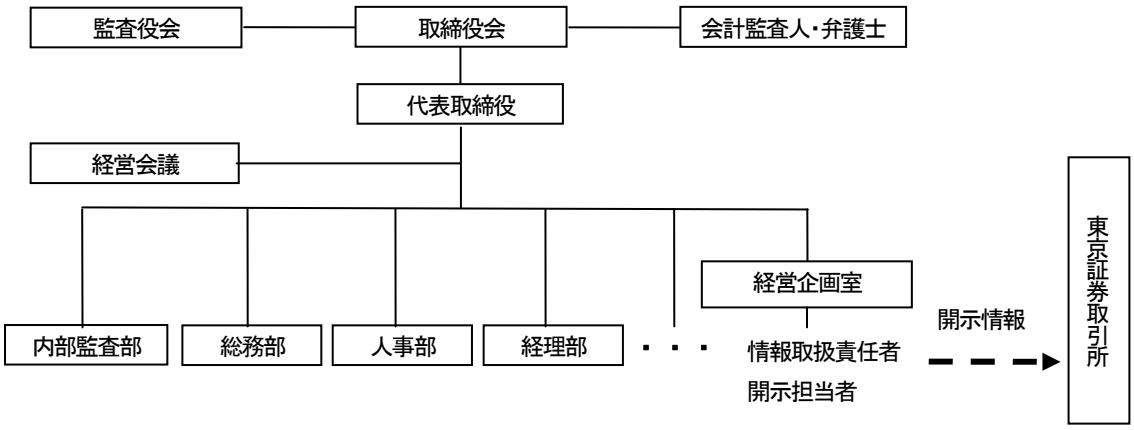

【適時開示に係る当社の社内体制等の状況】

当社では、情報開示における基本的な運用を規定した「会社情報の社外発表に関する規定」に基づき、重要事項（決定事実および発生事実）等を開示する体制を整えております。

・取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示が求められているもの
・当社が適時開示をすべきと判断したもの
・その他の重要な決定・発生事実　等

重要事項の把握にあたっては、関係部門の責任者より代表取締役または情報取扱責任者（取締役 経営企画室長）に対し、当該事実の決定又は発生の都度報告されており、情報取扱責任者は適宜開示の必要性を検討し、開示が必要と判断した場合には速やかに開示するよう努めております。なお、情報開示業務は、情報取扱責任者の指示により、専門の担当者がこれを行います。

当社はこの開示までの過程において、開示前における社外への情報漏洩を防ぐため、情報取扱責任者を経由し、重要事項の情報を管理することとしております。

加えて当社では、ホームページを株主・投資家の皆様に対する重要な情報発信源として位置づけ、積極的な情報開示を実施しております。

なお、当社および当社グループ各社における経営諸活動の遂行状況を監視するため、内部監査部（専任４名）を設置し、チェック体制強化に努めております。

以上